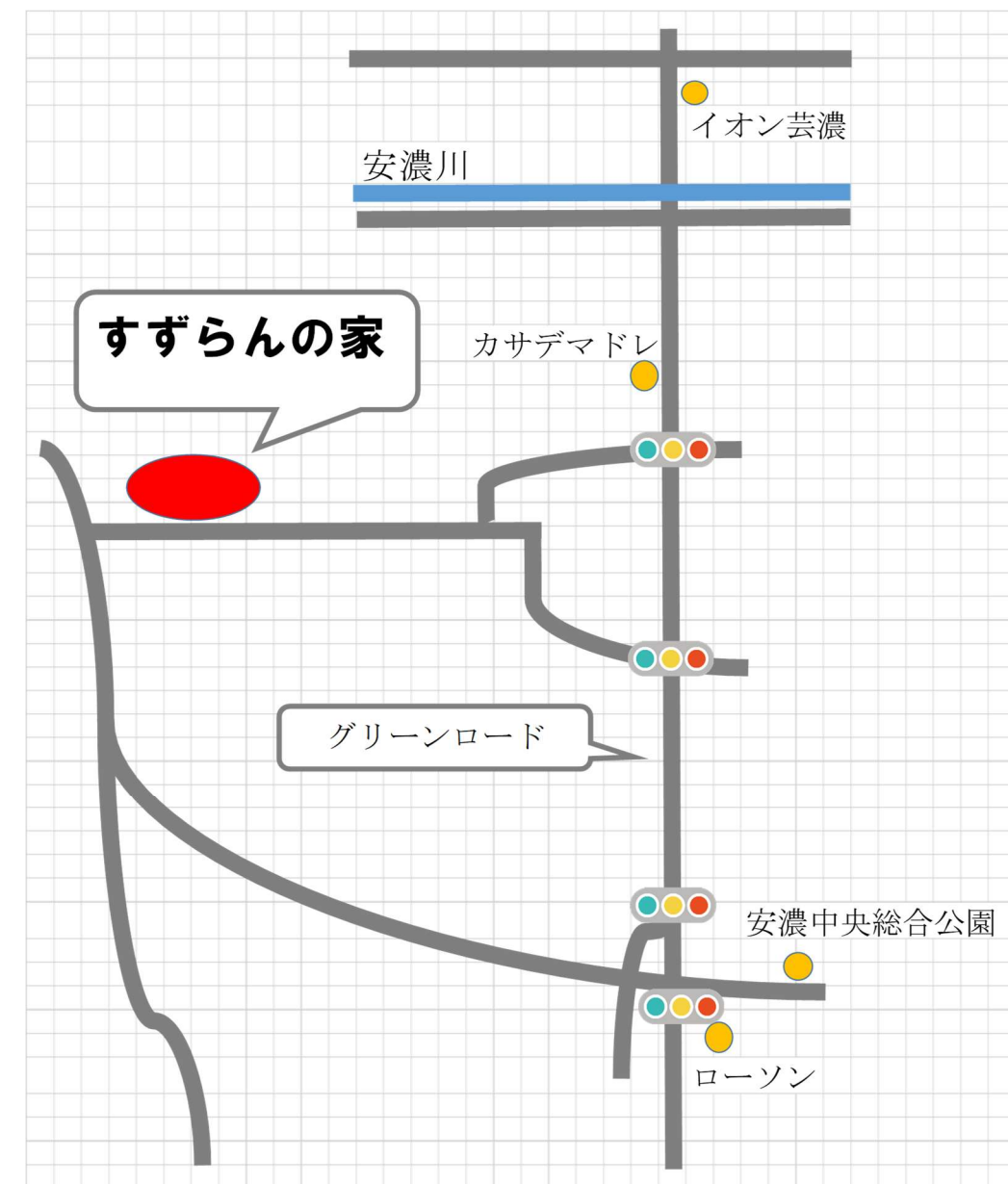


小規模多機能型居宅介護
小規模多機能ホーム
すずらの家



【アクセス】



社会福祉法人 ちどり会

小規模多機能ホーム すずらの家

〒514-2322 津市安濃町戸島 1704 番地 1

☎059-253-0007

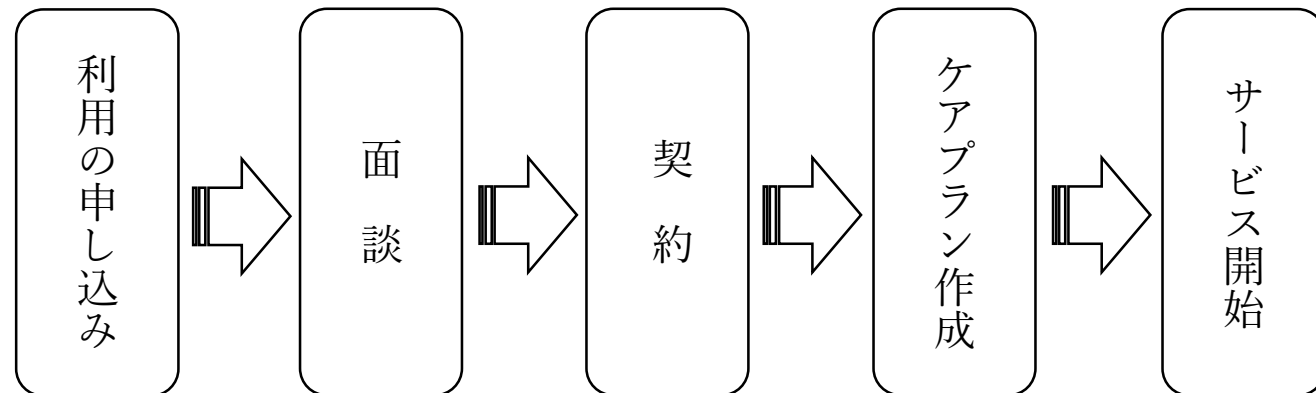
URL : <http://www7.plala.or.jp/chidorikai>

小規模多機能型』居宅介護とは？？

通い(デイ)サービスを中心に、宿泊(ショートステイ)サービス・訪問(ヘルパー)サービスを組み合わせて、
住み慣れた町で、`あなたらしく 笑顔で 最期まで`をお手伝いさせていただきます！

サービスの対象となる方：津市在住の介護保険認定を受けられた方(要支援1、2・要介護1～5)

サービス開始までの流れ



サービス内容

【通いサービス】 6:00～21:00

一般的なデイサービスまたは通所介護とほぼ同じ内容(送迎、入浴、昼食、運動など)です。過ごし方はもう一つの家のようなイメージです。すずらんの家からのお迎えは9時前後、お送りは16時前後となります。ご家族による送迎が可能であれば、送迎時間外の受け入れが可能です。夕食を召し上がってからお帰りいただくこともできます。

【泊りサービス】 21:00～6:00

一般的にショートステイまたは短期生活介護と呼ばれるサービスと同じです。個室は6室(およそ6畳)、2人部屋1室(およそ12畳)あり、プライバシーに配慮した空間となっています。職員が24時間常駐し、必要なお手伝いをいたします。宿泊日数をご相談に応じます。また急な利用希望にも極力対応しています。

【訪問サービス】 24 時間対応

ヘルパーまたは訪問介護と呼ばれるサービスと同様です。ご自宅に訪問し必要な支援を行います。お買い物や通院の同行など、その方の生活に必要な支援が可能な場合がありますのでご相談ください。

【その他】

- ・専任のケアマネジャーが在籍し、困りごとなどの相談、ケアプランの作成などを行います。
- ・送迎車両を3台保有し、各車車いす対応車となっています。
- ・泊りサービス利用時、洗濯はすずらんの家で対応します。費用はいただきません。
- ・入浴時のタオル類はご持参不要です。ご用意があります。

一日の流れ

0:00 巡回	12:00 昼食
3:00 巡回	13:30 余暇活動
6:30 起床	15:00 おやつ
7:00 朝食	18:00 夕食
9:30 健康チェック	19:00 就寝準備
10:00 入浴	21:00 消灯
11:30 昼食前体操	

※通いサービス利用の場合は9時前から順番にお迎え、15時過ぎより順次送りとなります。
※台風や積雪などによりサービス提供の中止、または送迎時間を調整することがあります。
※発熱等体調がすぐれない場合は利用をお断りすることがあります。

利用料金：介護保険サービス利用料と実費利用料の合計

～介護保険サービス利用料～

介護度	基本単位	加算	料金目安(1割負担)
要支援1	3450単位	総合マネジメント加算 1200単位	6400円
要支援2	6972単位	サービス体制加算Ⅱ 640単位 処遇改善加算 14.9%	10600円
要介護1	10458単位	訪問体制強化加算 1000単位	16000円
要介護2	15370単位	総合マネジメント加算 1200単位	22000円
要介護3	22359単位	サービス体制加算Ⅱ 640単位	30000円
要介護4	24677単位	処遇改善加算 14.9%	33000円
要介護5	27209単位		36000円

※ご利用される方の状態により認知症加算が算定され、600～1100円上乘せとなることがあります。

※1か月定額制となっています。利用回数の増減による変動はありません。

※負担限度額の割合は保険者が決定し、2割または3割負担となることがあります。

～実費利用料～

宿泊費(1泊)	食事代(1食)	パット(1枚)	リハビリパンツ(1枚)	紙おむつ(1枚)
3000円	朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円	Sサイズ 30円 Mサイズ 40円 Lサイズ 50円	100円	150円

※リハビリパンツ、紙おむつ、パットはご持参可能です。

※宿泊費は1泊ごとに加算されます。

※1か月(30日)分の宿泊費・食事代の総額は135000円となります。

小規模多機能型居宅介護のメリット・デメリット

【メリット】 ・月額定額制で利用回数や利用時間による費用の増減はありません。

・いつもの場所でいつもの職員がお手伝いします。ご自宅に訪問する職員も見慣れた職員になります。

・本人、家族のその日その時の状況に合わせたサービスが臨機応変に受けられます。

【デメリット】 ・今まで利用されていたサービスを継続して利用することができません。(訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具は除く)

・介護認定が変わると、同じサービスを受けたとしても利用料金が増減します。